

令和4年度人事行政の運営等の状況

令和5年8月

川島町

# 目 次

## 第1編 各任命権者からの報告の概要

1 職員の任免及び職員数に関する状況	
(1) 採用の状況	1
(2) 再任用の状況	1
(3) 職位別任用状況	1
(4) 退職の状況	1
(5) 部門別職員数の状況	2
2 職員の給与の状況	
(1) 人件費の状況	3
(2) 職員給与費の状況	3
(3) 平均給料月額及び平均年齢	4
(4) ラスパイレス指数の状況	4
(5) 経験年数別・学歴別平均給料月額	5
(6) 級別職員数	5
(7) 職員手当の状況	
ア 期末・勤勉手当	5
イ 扶養手当	6
ウ 住居手当	6
エ 通勤手当	6
オ 特殊勤務手当	7
カ 時間外勤務手当	7
キ 退職手当	7
(8) 特別職の報酬等	
ア 報酬等	8
イ 期末手当	8
3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況	
(1) 勤務時間の概要	9
(2) 休暇制度の概要	9
(3) 年次有給休暇の取得状況	10

(4) 育児休業等の取得状況	
ア 育児休業	10
イ 部分休業	10
4 職員の休業に関する状況	
(1) 自己啓発等休業の状況	11
5 職員の分限及び懲戒処分の状況	
(1) 分限処分の状況	11
(2) 懲戒処分の状況	11
6 職員の服務の状況	
(1) 職員の守るべき義務の概要	12
(2) 職務専念義務免除の状況	12
(3) 営利企業等従事の許可状況	12
7 職員の研修及び勤務成績の評定の状況	
(1) 研修の概要	
ア 令和4年度の研修体系	13
イ 実施状況	13
8 職員の福祉及び利益の保護の状況	
(1) 福利厚生制度の概要	
共済組合の事業	14
(2) 福利厚生制度に係る負担状況	14
(3) 公務災害の発生状況	14

## 第2編 公平委員会の業務の状況

1 勤務条件に関する措置の要求の状況	15
2 不利益処分についての不服申立ての状況	15

## 第3編 等級等ごとの職員の数の状況

1 等級等ごとの職員の数の状況	16
-----------------	----

## 第1編 各任命権者からの報告の概要

### 1 職員の任免及び職員数に関する状況

#### (1) 採用の状況

令和4年度の職員採用は、6人です。

#### (2) 再任用の状況

令和4年度の再任用職員は、8人です。

#### (3) 職位別任用状況

主幹級以上の職の令和5年3月31日現在の職員数及び令和4年度の昇任者数は、次のとおりです。

(人)

標準的な職名	参事	課長	主幹	合計
職員数	0	15	27	42
うち昇任者数	0	3	2	5

#### (4) 退職の状況

令和4年度は、5人の職員が退職しました。

事由別では、以下のとおりとなっています。

定年退職 2人

勧奨退職 0人

自己都合等退職 3人

## (5) 部門別職員数の状況

令和3年から令和5年までの各年4月1日現在の部門別職員数の状況は、次のとおりです。

(人)

部 門	区 分	職員数			対前年増減数		
		R3	R4	R5	R3	R4	R5
一般行政	議 会	2	2	2			
	総 務	35	33	33		△2	
	税 務	12	12	12	△1		
	民 生	40	39	40	△2	△1	1
	衛 生	13	13	13	1		
	農 林	8	7	7		△1	
	商 工	1	1	1	△1		
	土 木	17	19	18		2	△1
	小 計	128	126	126	△3	△2	0
特別行政	教 育	17	18	19	△1	1	1
	小 計	17	18	19	△1	1	1
公営企業 会計など	上水道	6	7	6		1	△1
	下水道	3	2	3	△1	△1	1
	その他の	9	9	8	△1	△2	1
	小 計	18	16	17	△2	△2	1
合 計		163	160	162	△6	△3	2

※ 職員数は、一般職に属する職員数であり、地方公務員の身分を保有する休職者、派遣職員などを含み、臨時又は非常勤職員を除いています。

※ 町長、副町長、教育長については含まれていません。

## 2 職員の給与の状況

### (1) 人件費の状況

令和4年度普通会計決算における人件費の状況は、次のとおりです。

住民基本台帳人口 (R5.3.31)	歳出額 (A)	実質収支	人件費 (B)	人件費率 (B/A)	R3年度の 人件費率 (参考)
19,112人	7,623,083千円	399,658千円	1,431,688千円	18.8%	17.6%

#### 用語の説明

##### 「人件費」

・・・常勤の職員に対する給料、職員手当及び共済費、非常勤の職員に対する報酬、手当及び共済費、退職者に対する恩給及び年金等をいいます。

##### 「普通会計」

・・・一般会計、特別会計等の各会計で経理する事業の範囲が各団体で異なるため、統一的な基準で整理して比較できるようにした統計上の会計区分をいいます。

本町の場合、一般会計及び学校給食費特別会計がこれに当たります。

### (2) 職員給与費の状況

令和4年度普通会計予算における職員給与費の状況は、次のとおりです。

職員数 (A)	給 与 費				職員1人当たりの給与費(B/A)
	給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 (B)	
153人	522,835千円	90,067千円	193,602千円	806,504千円	5,271千円

※ 給与費は、当初予算に計上された額です。

※ 職員数については、全職員数から水道事業・下水道事業に係る職員を除いた数です。

#### 用語の説明

##### 「職員給与費」

・・・常勤の一般職の職員に支給する給料及び職員手当をいいます。

### (3) 平均給料月額及び平均年齢

令和4年4月1日現在の職員の平均給料月額及び平均年齢は、次のとおりです。

職種	平均給料月額	平均年齢
一般行政職	308,892 円	40.0 歳
技能労務職	257,600 円	48.5 歳
企業職	308,900 円	39.6 歳

#### 用語の説明

「一般行政職」

・・・国の指定統計調査である地方公務員給与実態調査等において職種を区分する際に用いられるもので、全職員数（160人）から税務職、看護・保健職、福祉職、企業職、技能労務職、教育職等（54人）を除いた職員をいいます。

「技能労務職」

・・・用務員、調理員等の地方公務員法第57条に規定する「単純な労務に雇用される者」をいいます。

「企業職」

・・・地方公営企業に勤務する職員をいいます。

本町の場合、水道事業及び下水道事業に従事する職員が該当します。

### (4) ラスパイレス指数の状況

一般行政職の令和4年4月1日現在のラスパイレス指数は以下のとおりです。

97.7 ※さいたま市を除く県内62市町村中47位

(参考) 県内及び全国の平均

県内市町村	県内町村	全国町村
99.8	97.5	96.3

#### 用語の説明

「ラスパイレス指数」

・・・国家公務員の基本給を100とした場合の地方公務員の給与水準を表します。

### (5) 経験年数別・学歴別平均給料月額

令和4年4月1日現在の一般行政職の経験年数別・学歴別の平均給料月額は、次のとおりです。

区分		経験年数	初任給	15年以上 20年未満	20年以上 25年未満	25年以上 30年未満	30年以上 35年未満
一般職	大学卒	191,700円	313,400円	373,600円	384,500円	391,200円	
	高校卒	164,100円	—	294,300円	—	385,500円	

※ 高校卒の15年以上20年未満及び25年以上30年未満については、該当する職員がいませんでした。

### (6) 級別職員数

令和4年4月1日現在の一般行政職の級別の職員数は、次のとおりです。

標準的な 職名	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	計
	主事補	主事	主任	主査	主幹	課長	参事	
職員数(人)	9	8	30	23	23	13	0	106
構成比(%)	8.5	7.5	28.3	21.7	21.7	12.3	0	100

### (7) 職員手当の状況

#### ア 期末・勤勉手当

期末・勤勉手当は、民間のボーナスに相当する手当です。

令和4年4月1日現在の期末・勤勉手当の支給割合は、次のとおりです。

(月分)

	6月期	12月期	合計
期末手当	1.20	1.20	2.40
勤勉手当	0.95	1.05	1.90

※ 期末・勤勉手当には、職制上の役職・職務の級等による加算措置があります。

※ 令和4年度は、人事評価の結果に基づき6月期勤勉手当の増減を行い、増額職員20名、減額職員9名でした。金額は増減いずれも12,000円です。

#### イ 扶養手当

令和4年4月1日現在の扶養手当の支給については、次のとおりです。

支給対象	支給月額
子	10,000円
子以外の扶養親族	1人につき6,500円
満16歳～22歳の子に対する加算	1人につき5,000円

#### ウ 住居手当

令和4年4月1日現在の住居手当の支給要件については、次のとおりです。

支給要件	支給月額
借家・借間	家賃の額に応じて28,000円を限度に支給 ただし、町内在住者は31,000円を限度に支給
持家	支給なし

#### エ 通勤手当

令和4年4月1日現在の通勤手当の支給については、次のとおりです。

支給要件	支給額
交通機関等（電車等）利用 (2km以上)	運賃等相当額 (1月当たり55,000円を限度)
交通用具（自動車等）使用 (2km以上)	距離に応じた額 (2,000円～31,600円)
交通機関等と交通用具の併用 (2km以上)	交通機関等の利用距離等を考慮した額

**オ 特殊勤務手当**

特殊勤務手当は、著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他の著しく特殊な勤務に従事する職員に対して支給される手当です。

**カ 時間外勤務手当**

時間外勤務手当は、管理職（原則として主幹級以上）以外の職員が正規の勤務時間以外に勤務したときに支給される手当です。

**キ 退職手当**

退職手当は、退職事由及び勤続年数に応じて支給されます。

令和4年4月1日現在の支給割合は、次のとおりです。

	自己都合	定年及び勧奨
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
勤続 35 年	39.7575 月分	47.709 月分
勤続 25 年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続 20 年	19.6695 月分	24.586875 月分

(8) 特別職の報酬等

ア 報酬等

令和4年4月1日現在の特別職の報酬等は、次のとおりです。

		月額
給料	町長	688,000円
	副町長	579,000円
	教育長	549,000円
報酬	議長	309,000円
	副議長	253,000円
	議員	237,000円

イ 期末手当

令和4年4月1日現在の特別職の期末手当の支給割合は、次のとおりです。

		支給割合
町長	6ヶ月期	2.15月分
	12ヶ月期	2.15月分
	合計	4.30月分
副町長	6ヶ月期	2.15月分
	12ヶ月期	2.15月分
	合計	4.30月分
教育長	6ヶ月期	2.15月分
	12ヶ月期	2.15月分
	合計	4.30月分

### 3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

#### (1) 勤務時間の概要

1週間当たりの勤務時間	38時間45分
1日当たりの勤務時間	7時間45分※

※ 午前8時30分から午後5時15分まで

#### (2) 休暇制度の概要

職員の休暇には、年次有給休暇、病気休暇、特別休暇、介護休暇及び組合休暇があり、それぞれの概要は次のとおりです。

##### 年次有給休暇

労働基準法第39条の規定に基づいて与えられる有給休暇で、1年につき最高20日が付与され、翌年に最高20日を繰り越すことができます。

##### 病 気 休 暇

負傷又は疾病のために勤務することができない職員に対し、医師の証明等に基づき、その治療に専念させる目的で設けられた有給休暇です。

##### 特 別 休 暇

特別の事由（結婚、出産、忌引きなど）により、職員が勤務しないことが相当である場合に認められる有給休暇です。

##### 介 護 休 暇

配偶者、子、職員又は配偶者の父母等の親族で負傷、疾病又は老齢により2週間以上にわたり日常生活を営むのに支障がある者の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における無給の休暇です。

##### 組 合 休 暇

職員団体等の業務又は活動に従事するために認められる無給の休暇です。

#### (3) 年次有給休暇の取得状況

令和4年1月1日から令和4年12月31日までの職員の年次有給休暇の平均取得日数は10.7日であり、令和3年（10.0日）と比べて0.7日増加しています。

#### (4) 育児休業等の取得状況

##### ア 育児休業

3歳に満たない子を養育するため、子が3歳に達するまでの期間を限度として職務に従事しない制度で、育児休業期間の給与は支給されません。

令和4年度の育児休業の取得状況は、次のとおりです。

(人)

	男性	女性	合計
取得者	0(0)	16(4)	16(4)
前年度取得者	0(0)	15(2)	15(2)

※ ( ) 内は、新規取得者の数で、内書きです。

##### イ 部分休業

3歳に満たない子を養育するため、子が3歳に達するまでの期間を限度として1日の勤務時間の一部(2時間を限度)について職務に従事しない制度です。

部分休業をした期間の給与は、減額されます。

なお、令和4年度に部分休業を取得した職員はいませんでした。

## 4 職員の休業に関する状況

### (1) 自己啓発等休業の状況

自己啓発等休業とは、職員が自主的に大学等で履修及び国際貢献活動に参加する際に認められる無給の休業制度のことです。

令和4年度に自己啓発等休業を取得した職員は1名でした。

## 5 職員の分限及び懲戒処分の状況

### (1) 分限処分の状況

分限処分は、勤務成績がよくない場合等の法律又は条例に規定される一定の事により公務能率の維持向上を目的として行われる不利益処分で、免職、降任、休職及び降給があります。

令和4年度に分限処分を受けた職員は2名でした。内容は、休職です。

### 用語の説明

「免職」・・・職員の身分を失わせる処分をいいます。

「降任」・・・職員を下位の職に任命する処分をいいます。

「休職」・・・職員の身分を保有させたまま職務に従事させない処分をいいます。

「降給」・・・職員の給料を現に受けている号給から同一の級の下位の号給に格付けを変更する処分をいいます。

### (2) 懲戒処分の状況

懲戒処分は、法令に違反した場合等の法律に規定される一定の事由により公務の規律と秩序を維持することを目的として行われる不利益処分で、免職、停職、減給及び戒告があります。

令和4年度に懲戒処分を受けた職員はいませんでした。

### 用語の説明

「免職」・・・職員の身分を失わせる処分をいいます。

「停職」・・・職員の身分を保有させたまま職務に従事させない処分をいいます。

「減給」・・・一定期間だけ給料の一部の支給を停止する処分をいいます。

「戒告」・・・職員がその責任を確認し、その将来を戒める処分をいいます。

## 6 職員の服務の状況

### (1) 職員の守るべき義務の概要

職員には、次のような服務上の義務があります。

法令及び上司の命令に従う義務 (第 32 条)

信用失墜行為の禁止 (第 33 条)

秘密を守る義務 (第 34 条)

職務専念義務 (第 35 条)

政治的行為の制限 (第 36 条)

争議行為等の禁止 (第 37 条)

営利企業等の従事制限 (第 38 条)

※ ( ) 内は、地方公務員法の条番号です。

### (2) 職務専念義務免除の状況

職員は、法律又は条例に特別の定めがある場合のほかは、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用いなければなりません（地方公務員法第 35 条）。

ただし、職務に専念する義務の特例に関する条例等により厚生に関する計画の実施に参加する場合等に、任命権者の承認を得て、職務専念義務が免除されることがあります。

現在、町では、研修計画による研修への参加、人間ドックの受診等の場合に職務専念義務を免除しています。

### (3) 営利企業等従事の許可状況

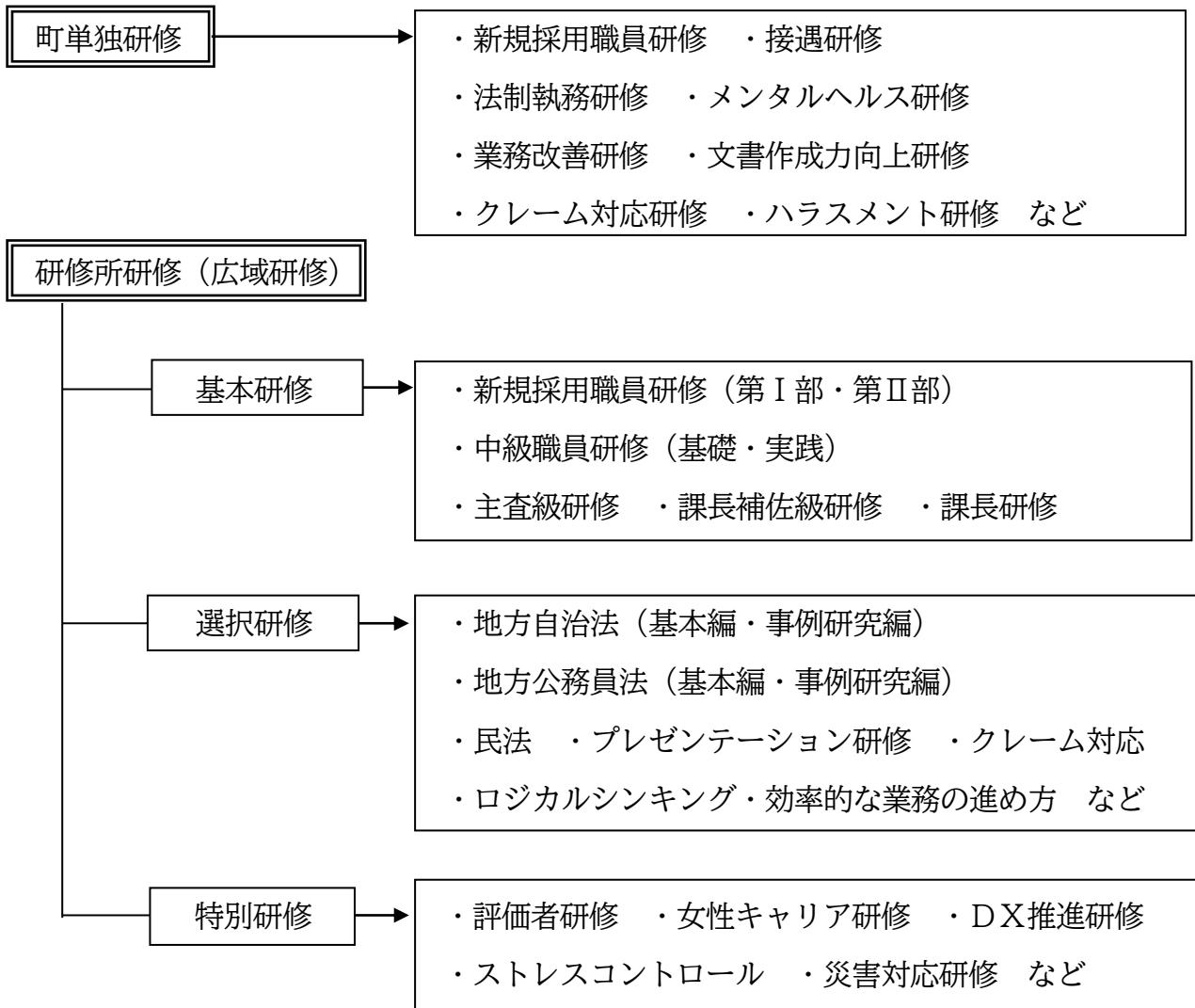
職員は、任命権者の許可を受けなければ、営利を目的とする会社等の役員を兼ねたり、報酬を得ていかなる事業若しくは事務にも従事してはならないとされています。（地方公務員法第 38 条）。

令和 4 年度は、許可案件はありませんでした。

## 7 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

### (1) 研修の概要

#### ア 令和4年度の研修体系



#### イ 実施状況

令和4年度は、延べ410人の職員が研修を受けました。

分類別では町単独研修が296人、職場外研修が114人となっています。

## 8 職員の福祉及び利益の保護の状況

### (1) 福利厚生制度の概要

職員の共済制度は、地方公務員法第43条に基づいて定められた地方公務員等共済組合法によって具体的に定められています。

共済制度を担う機関として、埼玉県内の市町村職員については、埼玉県市町村職員共済組合（以下、「共済組合」）があります。

共済組合では、組合員である職員とその家族の病気、けが、出産、死亡、休業又は災害に対して必要な給付を行う「短期給付事業」、職員の退職、障害又は死亡に対して年金又は一時金の給付を行う「長期給付事業」、健康の保持増進事業、住宅資金の貸付け等を行う「福祉事業」の大きく分けて3つの事業を行っています。

### (2) 福利厚生制度に係る負担状況

共済組合の事業を運営する費用は、組合員である職員及び短期組合員である会計年度任用職員の掛金と使用者である町の負担金によって賄われています。

令和4年度に町が共済組合に支出した負担金の額は、186,099千円です。

### (3) 公務災害の発生状況

公務災害補償制度は、職員が公務上の災害又は通勤による災害を受けた場合に、その災害によって生じた損害の補てんと被災職員の社会復帰の促進及び職員・遺族の援護を図るために必要な事業を行うことを目的としています。具体的には、地方公務員法第45条に基づいて定められた地方公務員災害補償法により事業が行われます。

令和4年度は、公務災害及び通勤災害と認定された事案はありませんでした。

## 第2編 公平委員会の業務の状況

### 1 勤務条件に関する措置の要求の状況

令和4年度において、該当する事案はありませんでした。

#### 用語の説明

「勤務条件に関する措置の要求」

・・・給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、地方公共団体の当局により適切な措置が執られるように、職員が地方公務員法第46条の規定に基づき公平委員会に對して行う要求をいいます。

### 2 不利益処分についての審査請求の状況

令和4年度において、該当する事案はありませんでした。

#### 用語の説明

「不利益処分についての審査請求」

・・・懲戒その他その意に反する不利益な処分を受けた場合において、職員が地方公務員法第49条の2第1項の規定に基づき公平委員会に対して行う審査請求をいいます。

### 第3編 等級等ごとの職員の数の状況

#### 1 等級等ごとの職員の数の状況（令和4年4月1日現在）

等級及び職制上の段階ごとの職員数（令和4年4月1日現在）

行政職給料表

級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	主事補又は技師補の職務	14	10%	主事補	11	35	24%	主事級
				保育士	3			
				技師補	0			
				計	14			
2級	主事又は技師の職務	21	14%	主事	13	42	29%	主任級
				保育士	8			
				技師	0			
				計	21			
3級	主任の職務	42	29%	主任	35	30	19%	主査級
				保育士	7			
				計	42			
4級	主査の職務	30	19%	主査	27	26	18%	主幹級
				保育士	3			
				計	30			
5級	主幹の職務	26	18%	主幹	26	14	10%	課長級
				計	26			
6級	課長の職務	14	10%	課長	12	0	0%	参事級
				室長	2			
				計	14			
7級	参事、技監又は副教育長の職務	0	0%	参事	0	0	0%	参事級
				技監	0			
				計	0			